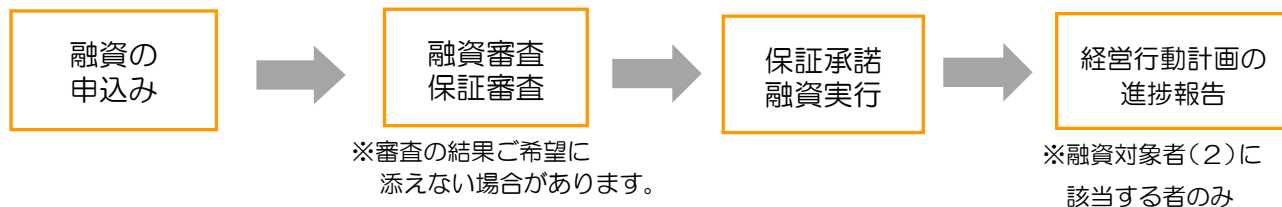


協調支援型経営課題対応特別資金

原材料価格の高騰、物価高や米国の関税措置の影響など、多岐にわたる経営課題に取り組む県内中小企業者の資金繰りを支援するため、保証料率を引き下げた国の新たな保証制度(協調支援型特別保証制度、令和7年3月14日施行)を活用し、借換えや新たな資金需要に対応した資金を創設します。

制度名	協調支援型経営課題対応特別資金
対象者	次の(1)または(2)のいずれかに該当する中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人 (1) 原則として申込金融機関から本資金による融資の実行と同時に本資金の融資額の1割以上のプロパー融資(保証協会の保証を付さないで行う融資をいう。)(融資期間が12か月以上であるものに限る。)を受けること (2) 申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画実行及び進捗の報告を行うこと
融資限度額	28,000万円
資金用途	設備資金、運転資金 ※保証付既往借入金の借換可
融資期間	設備資金 10年以内(据置期間3年以内を含む) 運転設備資金 10年以内(据置期間3年以内を含む) 運転資金 10年以内(据置期間1年以内を含む)
返済方法	元金均等分割返済
貸付利率	年1.50%(固定金利) ※責任共有利率での利用のみになります。
信用保証料率	上記対象者のうち (1) 0.30~1.27% (2) 0.34%~1.43% ※借入時の保証料率
担保	取扱金融機関又は信用保証協会の決定によります
連帯保証人	法人 取扱金融機関又は信用保証協会の決定によります 個人 原則として不要
取扱期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日保証申込分まで

ご利用の流れ



申し込み先

商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、商工会連合会、しまね産業振興財団

お問合せ先 島根県商工労働部中小企業課金融係
 TEL0852-22-5882 ホームページアドレス <https://www.pref.shimane.lg.jp/keieishien/>